

## 川口市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、川口市犯罪被害者等支援条例（令和元年条例第48号）第8条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。第3号において「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市の住民基本台帳に記録されていない者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（以下このアにおいて「配偶者からの暴力」という。）を受け、当該配偶者からの暴力を避けるため、市内に一時的に居所を定めている者
  - イ 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により住居が滅失し、又は著しく損傷したことにより、市内に一時的に居所を定めている者
  - ウ その他市長が特に認める事由により市内に居所を有することとなった者
- (3) 重傷病 法第2条第5項に規定する重傷病をいう。

### (見舞金の種類及び額)

第3条 見舞金の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 300,000円
- (2) 重傷病見舞金 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が当該支給に係る犯

罪行為による被害に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から当該支給を受けた重傷病見舞金の額を控除して得た額とする。

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 警察に被害が認知された犯罪行為（当該認知をした事実を警察への照会等により市長が確認することができるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）により死亡した者であって当該犯罪行為が行われた時において市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族（当該犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となるもの（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病見舞金 警察に被害が認知された犯罪行為により重傷病を負った者であって当該犯罪行為が行われた時において市民であったもの（以下「重傷病被害者」という。）

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序と

し、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1項の規定にかかわらず、死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。

6 市長は、第1順位遺族が遺族見舞金の支給を受けるまでの間に死亡したときは、当該遺族に同順位者があるときは他の同順位者に、同順位者がなく次順位者があるときは次順位者に対し、遺族見舞金を支給することができる。

(見舞金の支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

(1) 第1順位遺族又は重傷病被害者が、他の地方公共団体から見舞金と同種の給付を受けたとき又は受けることができるとき。

(2) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者（死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下この条において同じ。）（重傷病被害者であつて18歳未満であつたものを除く。）又は第1順位遺族（18歳以上であつた者（第1順位遺族が2人以上ある場合にあつては、その全てが18歳以上であつたときのいずれかの者）に限る。）と加害者の間に、次のいずれかに該当する親族関係があつたとき（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合を除く）。ただし、犯罪被害者が18歳未満であつた第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者）を監護していた場合は、この限りでない。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア及びイに掲げるものを除く。）

(3) 犯罪行為による被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助<sup>ほう</sup>する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があるとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条第3号に規定する暴力団員等であったこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の支給申請）

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 死亡被害者の死亡診断書その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

(2) 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

(3) 申請をする者の氏名、生年月日及び死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書

(4) 申請をする者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明する書類

(5) 申請をする者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族で

あることを証明する書類

(6) 申請をする者が第5条第1項第2号に掲げる者に該当するときは、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

(7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、様式第2号の届出書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、様式第3号の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(2) 犯罪行為が行われた時に重傷病被害者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(見舞金の申請期限)

第8条 第1順位遺族又は重傷病被害者は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、前条の規定による申請をすることができない。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、見舞金の支給の可否を決定し、様式第4号の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(見舞金に係る報告等)

第10条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、見舞金の支給の対象となる者に対し報告を求め、又は関係機関等に照会若しくは調査を行うことができる。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給の決定（以下「支給決定」という。）を取り消すことができる。

- (1) 支給決定後に、第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、様式第5号の通知書により当該支給決定を受けた者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。